

都市再生特別措置法第62条第1項の規定に基づく  
特例道路占用区域の指定(公示)

令和8年3月

宮崎河川国道事務所

## 特例道路占用区域の指定(公示)

都市再生特別措置法第62条第1項の規定に基づき、特例道路占用区域を指定したので、同法第62条第3項の規定に基づき公示する。

### 1. 指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類

路線名	区分	住所・区間	設けることができる都市再生工作物等の種類
一般国道220号	歩道部	別表のとおり	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの (都市再生特別措置法施行令第16条第3号)
一般国道10号	歩道部	別表のとおり	

詳細は、別添の位置図、詳細図に示すとおり。

### 2. その他

本公示は、都市再生特別措置法第46条第1項の規定に基づき、宮崎市が策定した「都市再生整備計画 宮崎市シェアサイクル推進地区」の趣旨を鑑みて、道路管理者が定めるものである。

本公示に際しては、事前に宮崎市への意見照会を行うとともに、所管の警察署である宮崎県警宮崎北警察署及び宮崎南警察署とも協議を実施した。

宮崎市への意見照会等の結果、本公示の特例道路占用区域への占用希望者が下記の一者しか想定されない場合に該当すると判断

されたため、本公示の特例道路占用区域への占用主体の選定に係る提案の募集及び選定委員会による審議の手続きは省略する。

なお、特例道路占用区域における占用許可については、本公示とは別に、道路法第32条に基づく許可手続きを経るものである。

記

占用主体(事業主体): 宮崎トヨタ自動車株式会社

指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類（別表）

	路線名	区分	住所・区間	設けることができる都市再生工作物等の種類
1	一般国道220号	歩道部	橘通東3丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
2	一般国道220号	歩道部	橘通西3丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
3	一般国道220号	歩道部	中村東2丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
4	一般国道220号	歩道部	中村西1丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
5	一般国道10号	歩道部	江平西1丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
6	一般国道10号	歩道部	江平西1丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
7	一般国道10号	歩道部	江平西1丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)

指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類（別表）

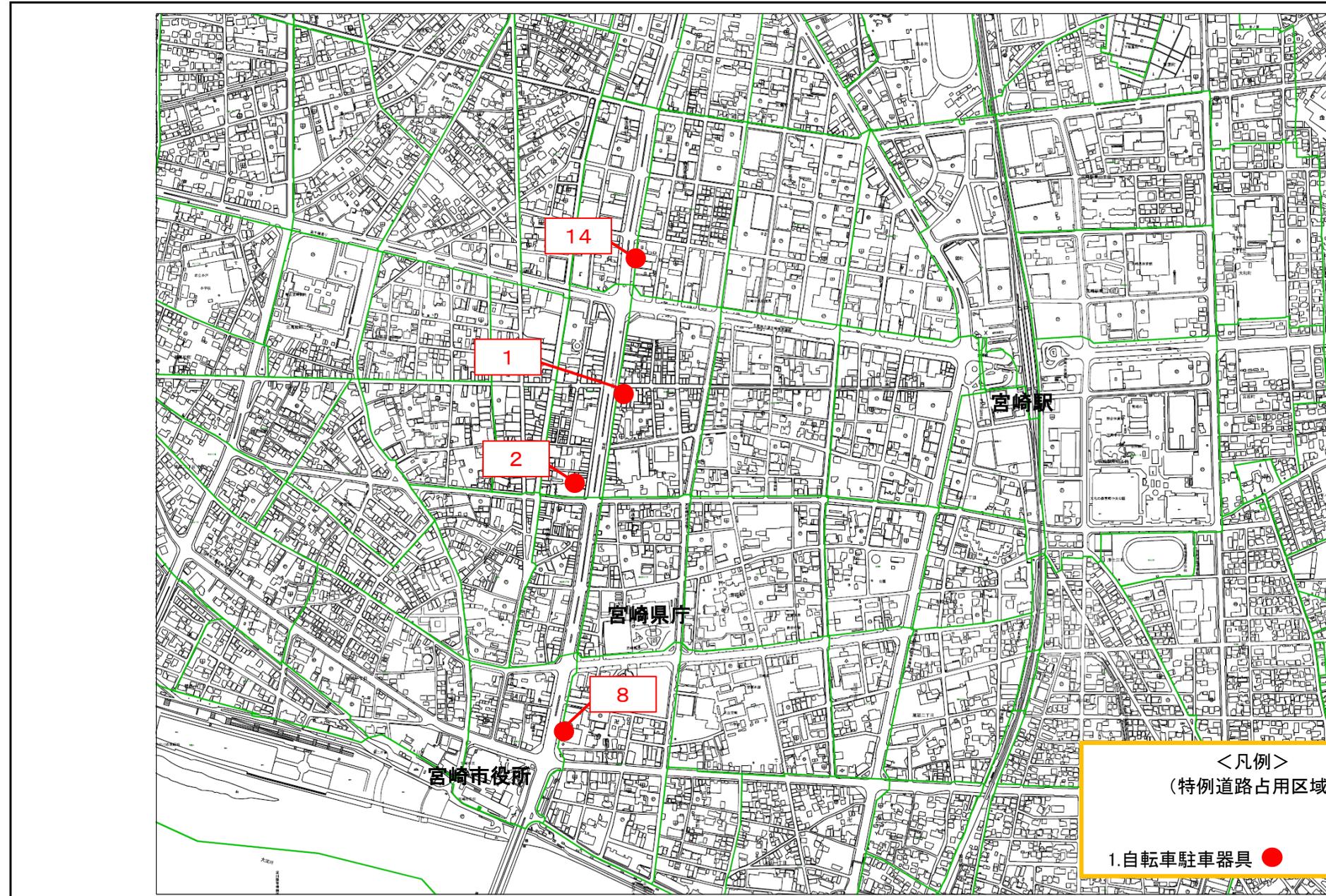
	路線名	区分	住所・区間	設けることができる都市再生工作物等の種類
8	一般国道220号	歩道部	橘通東1丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
9	一般国道10号	歩道部	橘通西5丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
10	一般国道10号	歩道部	橘通東5丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
11	一般国道10号	歩道部	橘通西5丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
12	一般国道10号	歩道部	橘通東5丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
13	一般国道10号	歩道部	橘通西5丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
14	一般国道10号	歩道部	橘通東4丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)

指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類（別表）

	路線名	区分	住所・区間	設けることができる都市再生工作物等の種類
15	一般国道10号	歩道部	神宮東3丁目	道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十一条の九第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの(都市再生特別措置法施行令第17条第3号)
16				
17				
18				
19				
20				
21				

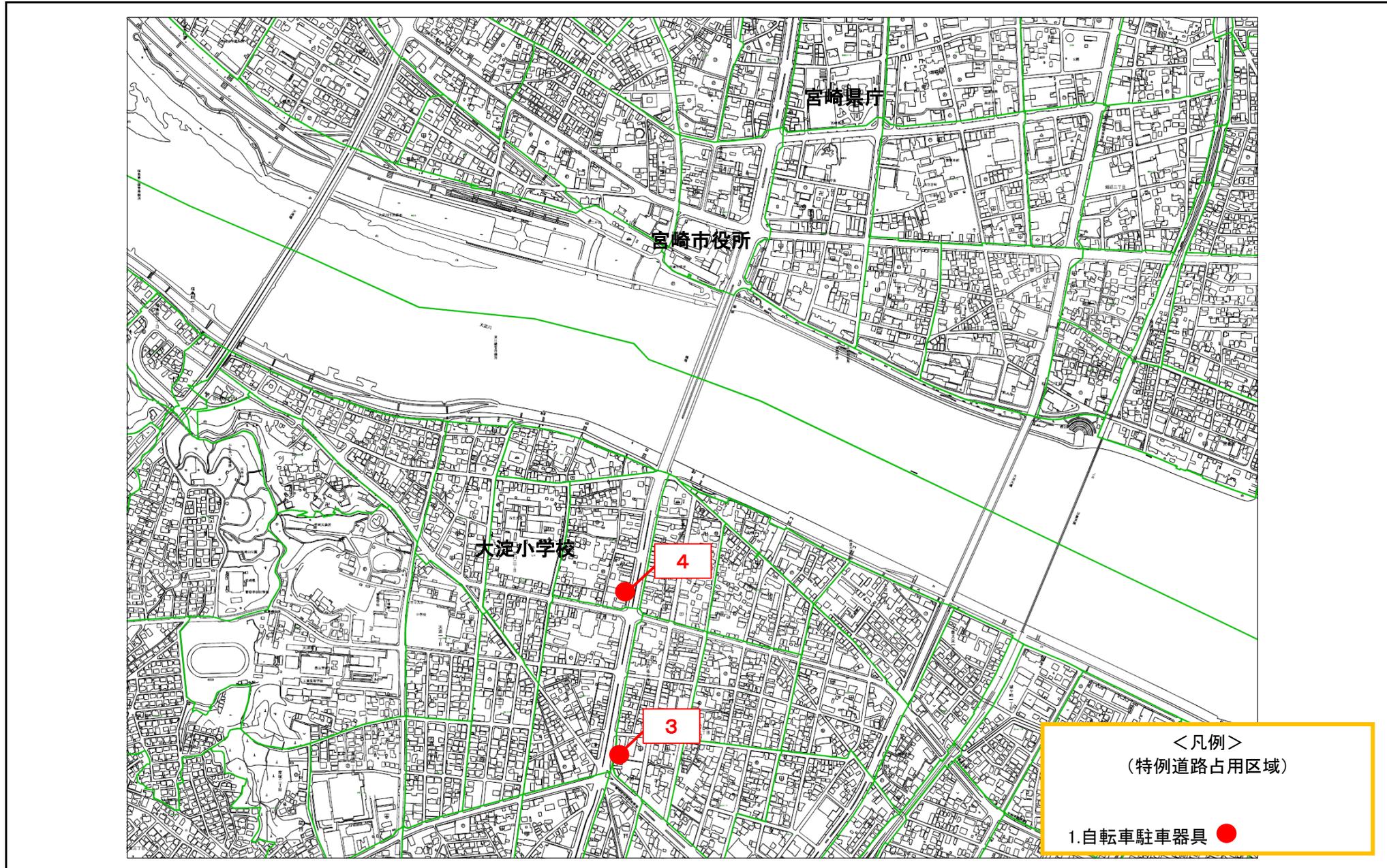
# 指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類(位置図)

①



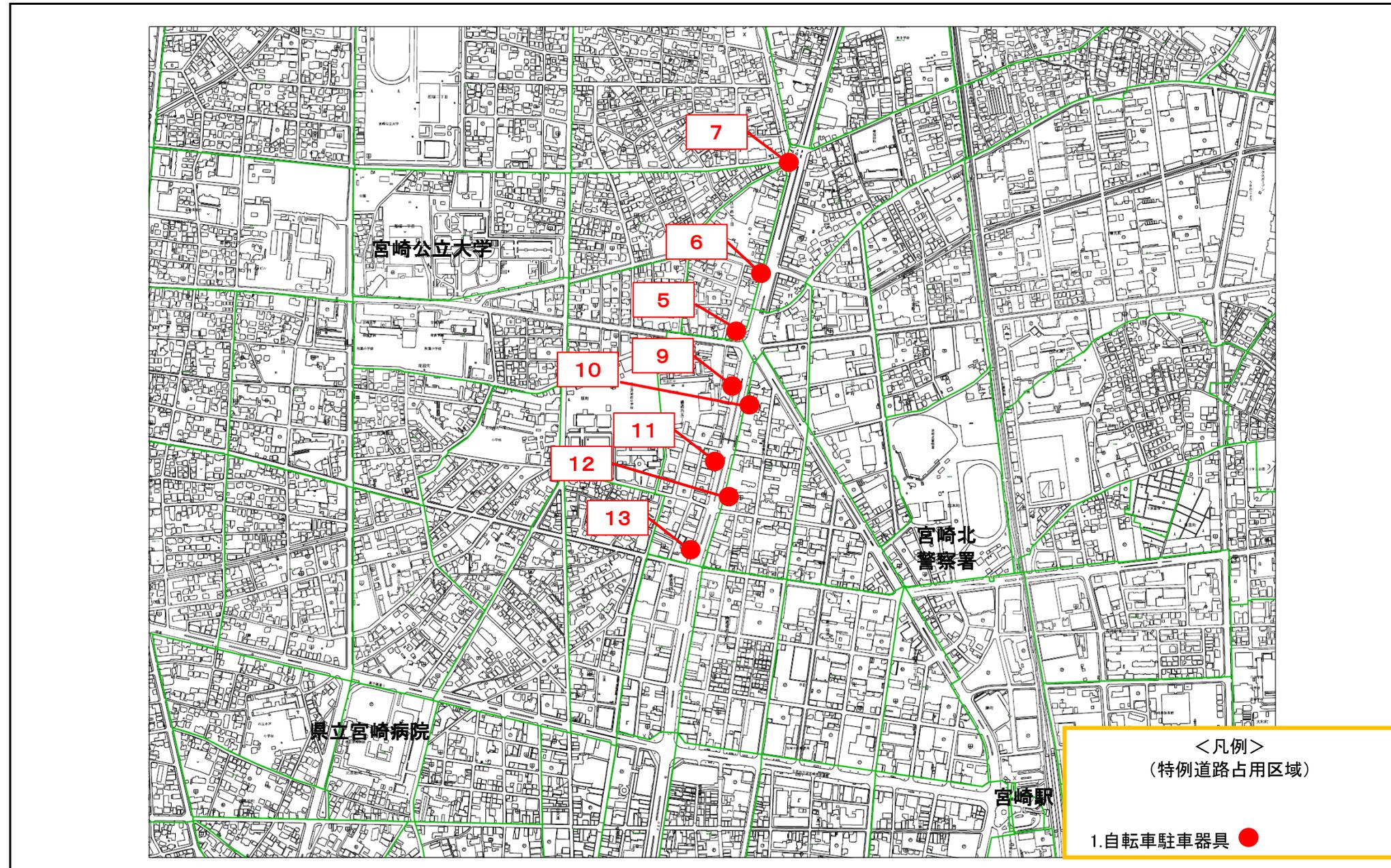
# 指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類(位置図)

②



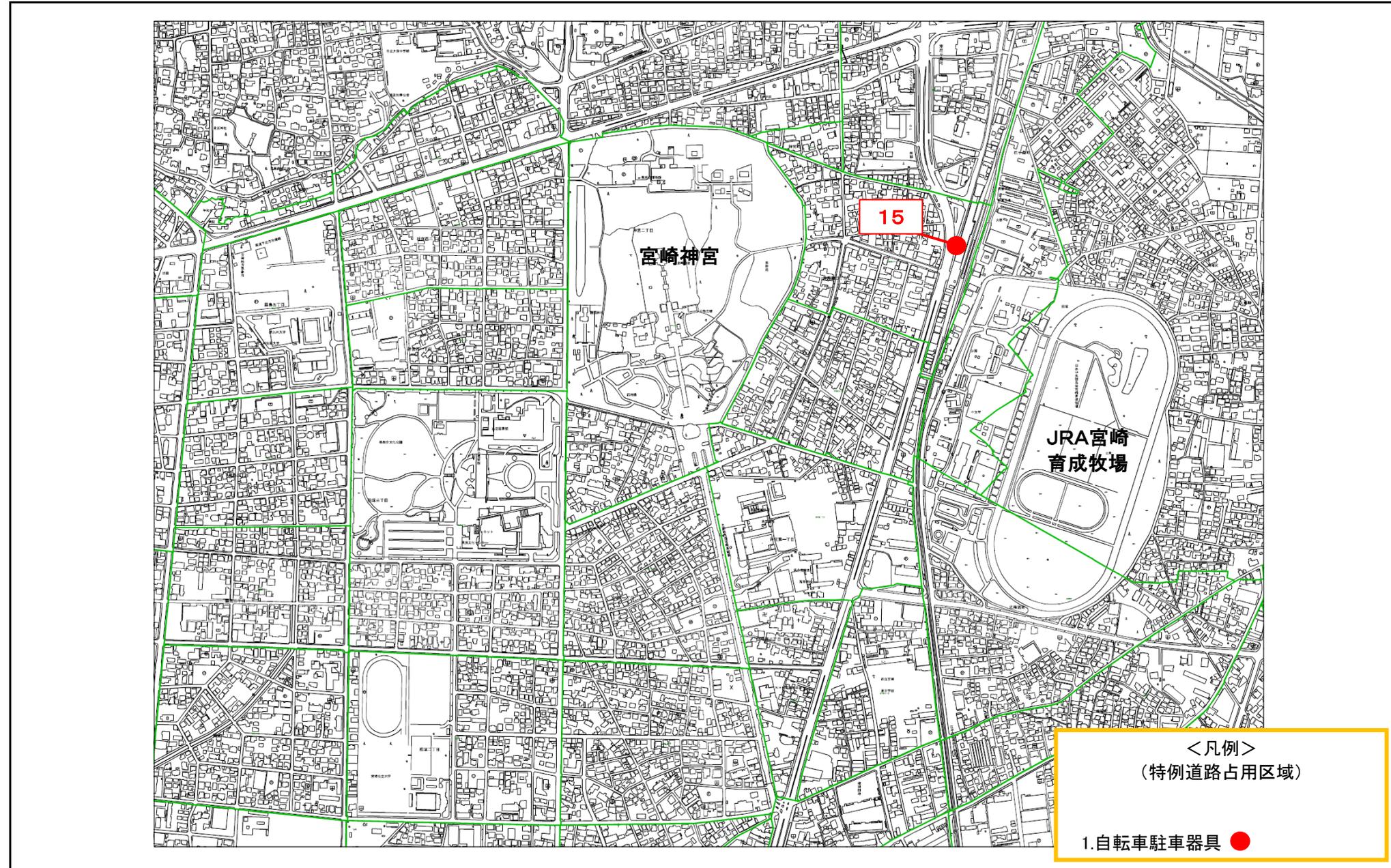
# 指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類(位置図)

③



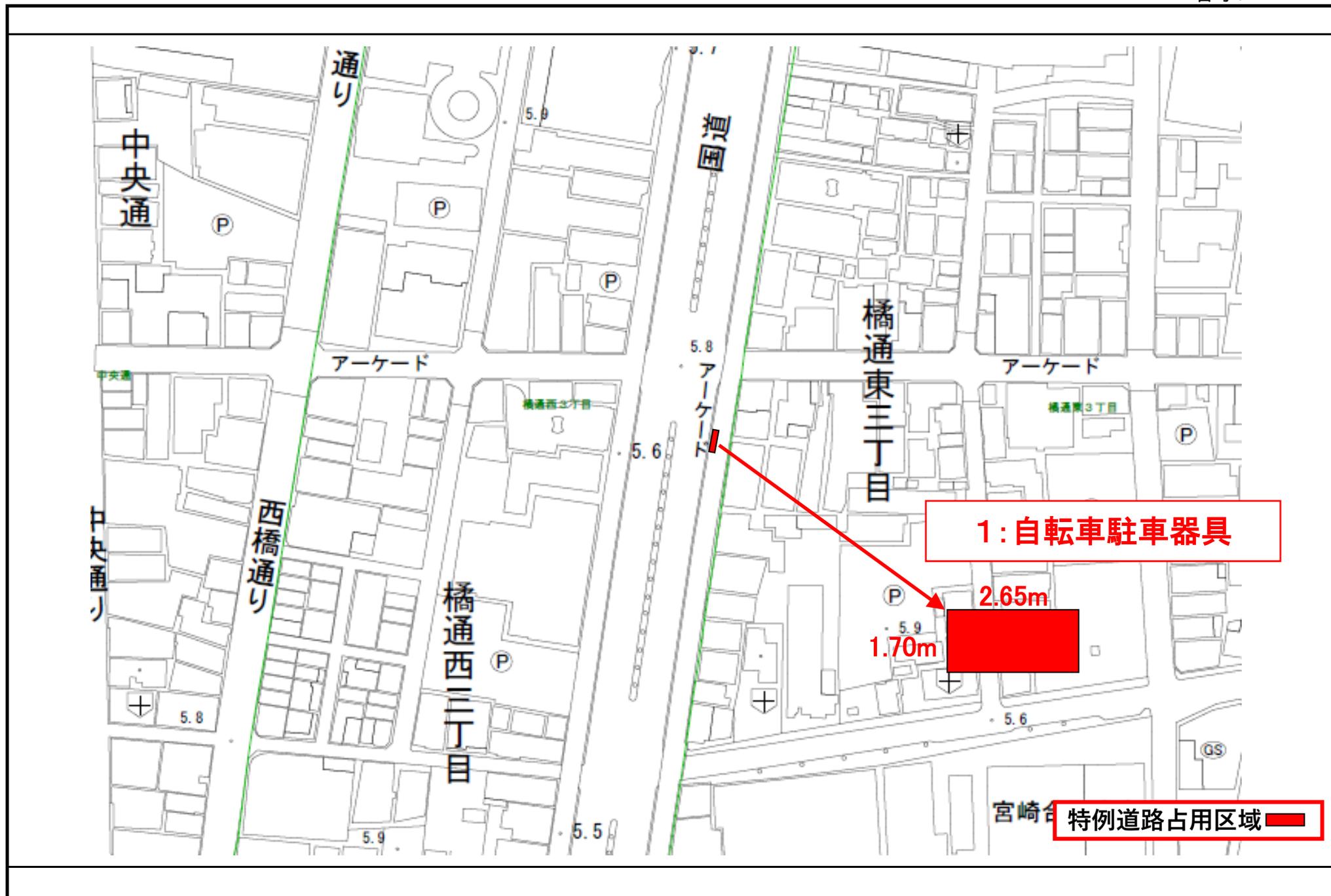
指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類(位置図)

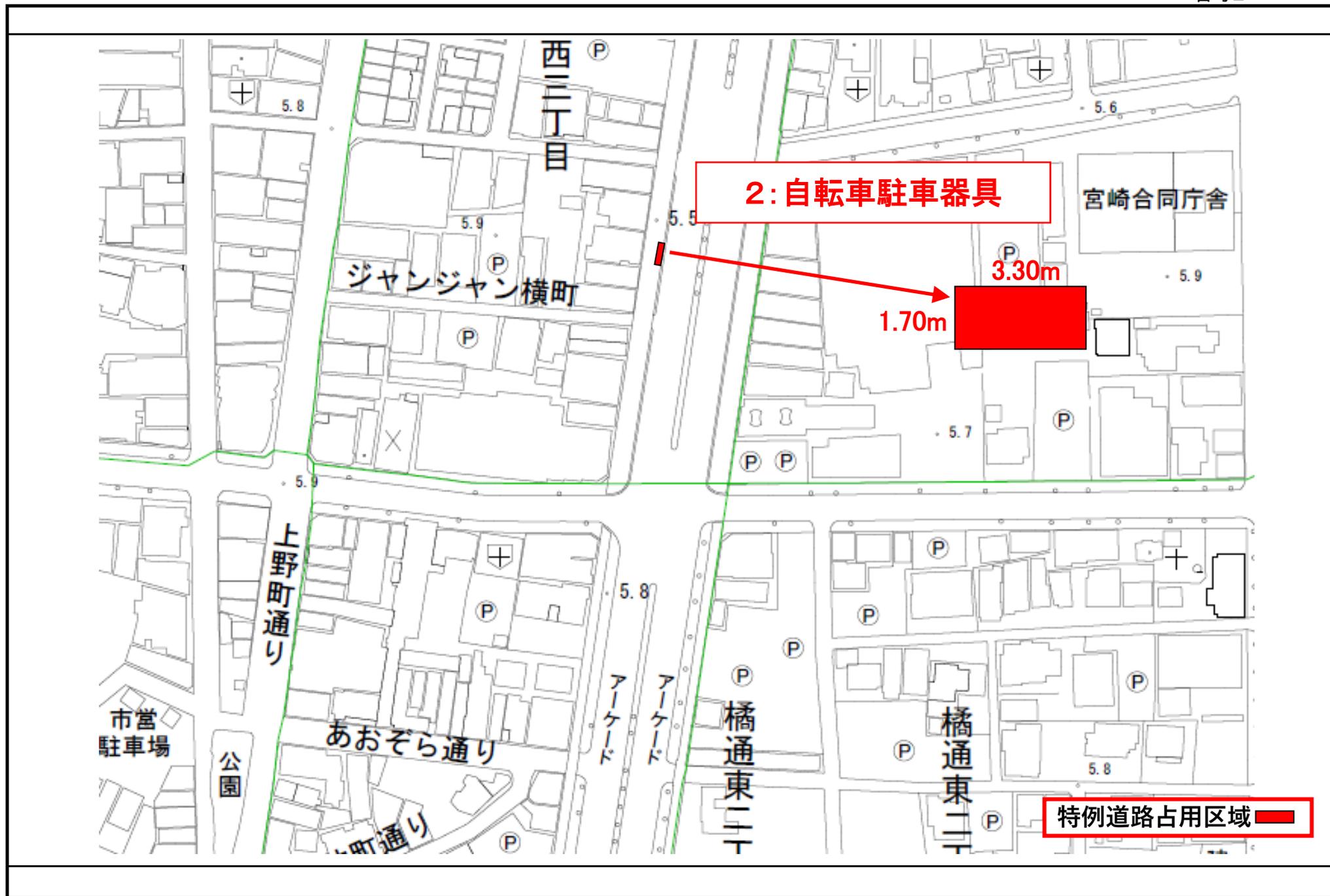
④

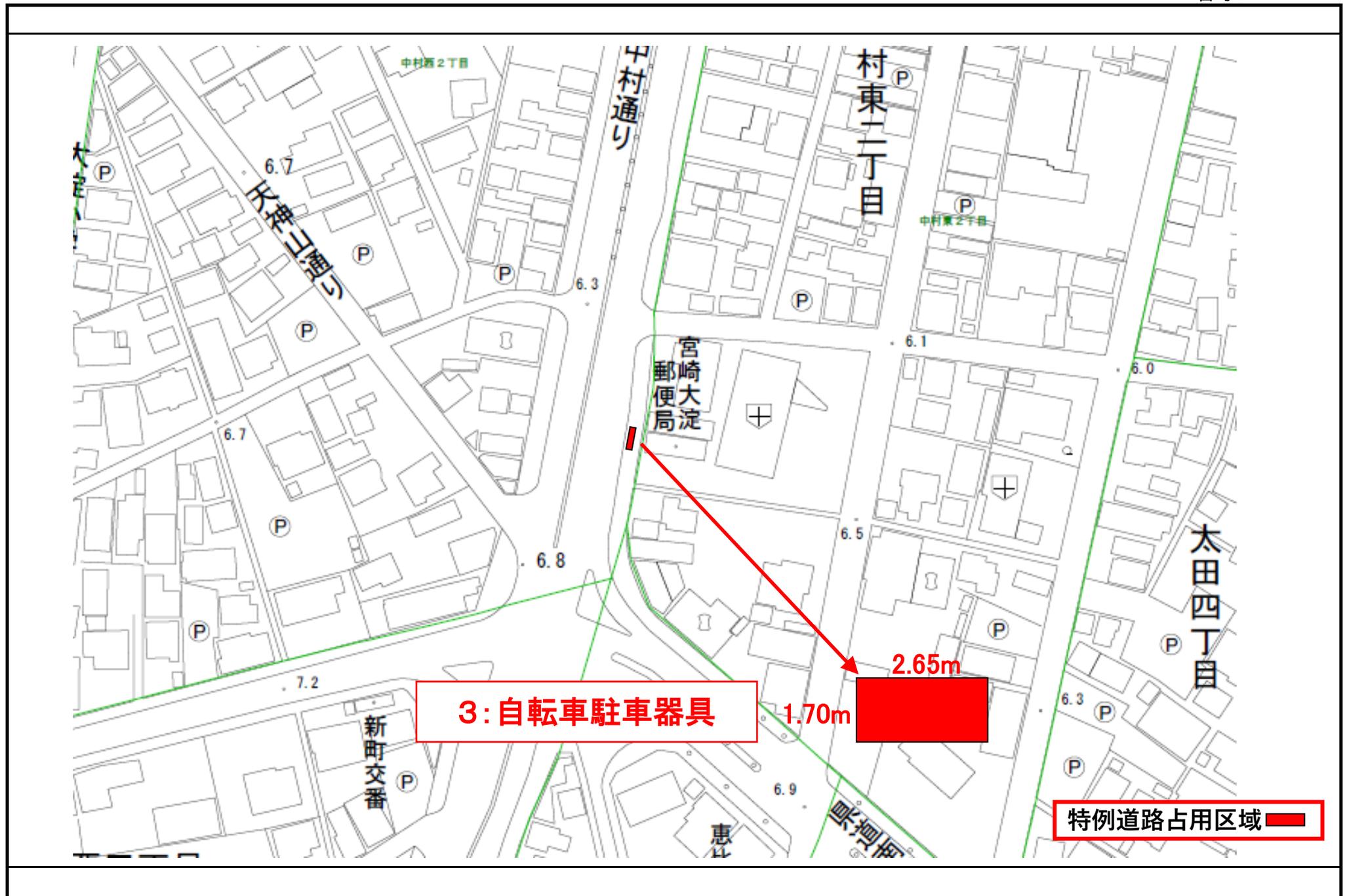


指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類(詳細図)

別添2  
番号1







指定の区域、並びに、指定の区域における施設等の種類(詳細図)

別添2  
番号4

